

## 鹿児島大学農学部附属農場植物遺伝資源取扱に関する申合せ

令和3年1月25日

農場会議決定

1. この申合せは、鹿児島大学農学部附属農場（以下「農場」という）における植物遺伝資源の取り扱いについて、必要な事項を定める。
2. 申合せの範囲は、農場で栽培または保存（以下「保存」という）する全ての植物遺伝資源に及ぶ。
3. 保存する全遺伝資源のリストについては、鹿児島大学農学部農場年報に記録し、毎年更新する。
4. 学部外から農場に新たな遺伝資源を導入する際には、導入届（別紙1）を提出し、保存する。
5. 農場から学部外に遺伝資源を分譲する際には、分譲届（別紙2）および分譲先からの受領届（別紙3）を提出し、保存する。
6. 種苗法を遵守する。
7. この申合せは、国内での遺伝資源の導入および分譲を対象とし、相手先が海外の場合には大学の指示に従う。
8. 遺伝資源の取り扱いに関する事務は、農場事務係において処理する。
9. 本申合せは、令和3年1月25日から実施し、令和3年1月1日から適用する。